

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍簿及び除籍簿（改製原戸籍を含む。）
行政機関等の名称	門真市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の国籍とその親族的身分関係（夫婦、親子等の親族法における身分上の地位）を記録し、公証するため
記 録 項 目	1 本籍、2 筆頭者氏名、3 名、4 生年月日、5 配偶者区分、6 父母の氏名、7 父母との続柄、8 養父母の氏名、9 養父母との続柄、10 新戸籍の編製に関する事項、11 氏の変更に関する事項、12 転籍に関する事項、13 戸籍の全部の消除に関する事項、14 戸籍の全部に係る訂正に関する事項、15 戸籍の再製又は改製に関する事項、16 出生に関する事項（子）、17 認知に関する事項（父及び子）、18 養子縁組又はその離縁に関する事項（養子及び養親）、19 特別養子縁組又はその離縁に関する事項（養子及び養親）、20 離縁の際に称していた氏を称することに関する事項（その氏を称した者）、21 婚姻又は離婚に関する事項（夫及び妻）、22 離婚の際に称していた氏を称することに関する事項（その氏を称した者）、23 親権又は未成年者の後見に関する事項（未成年者）、24 死亡又は失踪に関する事項（死亡者又は失踪者）、25 生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了に関する事項（生存配偶者）、26 推定相続人の廃除に関する事項（廃除された者）、27 入籍に関する事項（入籍者）、28 分籍に関する事項（分籍者）、29 国籍の得喪に関する事項（国籍を取得し、又は喪失した者）、30 日本の国籍の選択宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項、31 氏の変更（戸 107-2～104-4）に関する事項（氏を変更した者）、32 名の変更に関する事項（名を変更した者）、33 就籍に関する事項（就籍者）、34 性別の取扱いの変更に関する事項（変更の裁判を受けた者）
記 録 範 囲	門真市に本籍を定める者及び定めていた者
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない

記録情報の経常的提供先	大阪法務局
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 門真市総務部総務課
	(所在地) 〒571-8585 門真市中町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※ 個人情報ファイル簿により公表する電算処理ファイルの利用目的及び利用範囲の範囲内であるため公表対象外となるマニュアル（手作業）処理ファイル
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備考	